



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律 (五六)
- 医療法等の一部を改正する法律 (五七)
- 〔政 令〕
- 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (一五五)
- 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (一五六)
- 水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (一五七)
- 水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (一五八)
- 道路運送車両法施行令の一部を改正する政令 (一五九)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (一六〇)

〔省 令〕

- 独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)
- 農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (農林水産三六)
- 都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令 (国土交通三五)
- 水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令 (同三六)

本号で公布された 法令のあらまし

◇中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律(法律第五六号)(経済産業省)

一 中小企業信用保険法の一部改正関係
一 用語の定義
この法律において「特別中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の取崩が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の取崩の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものとする(第二六条)。

二 特別小口保険の付保限度額の引上げ
特別小口保険の付保限度額を「一、二五〇万円から二、〇〇〇万円に引き上げることとした。(第三三条の三関係)

三 危機関連保証の特例の追加
普通保険等の保険関係であつて、危機関連保証(一)により、経済産業大臣が認める日から一年以内の期間(経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)に行われた特別中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る債務の保証をいう。)に係るものについて、特別枠の設定、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置を講ずるものとする(第一五一条、第一七一条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うものとする(第二二条)。

二 信用保証協会法の一部改正関係
一 業務の追加等
一 信用保証協会(以下「協会」という。)は、債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うものとする(第二〇条第二項第一号関係)

二 協会が行う投資事業有限責任組合に対する出資の対象に「創業又は中小企業者の経営の改善発達を支援することを目的とする投資事業」を追加することとした。(第二〇条第二項第四号関係)

三 協会と銀行その他の金融機関との連携
協会が業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする(第二〇条の二関係)

三 その他所要の規定の整備を行うものとする(第二二条)。

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正関係
一 中小企業信用保険の特例
認定中小企業者の代表者であつて、特定経営承継関連保証(中小企業信用保険法に規定する普通保険等)に係る債務の保証であつて、認定中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該認定中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金であつて当該認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるものに係るもの(をいう。)を受けたものについては、当該代表者を中小企業信用保険法に規定する中小企業者とみなして、普通保険等の規定を適用することとした。(第一三一条第二項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとする(第二二条)。

四 産業競争力強化法の一部改正関係
一 創業関連保証の付保限度額の引上げ
創業関連保証の付保限度額を「一、〇〇〇万円から二、〇〇〇万円に引き上げることとした。(第一一五一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとする(第二二条)。

五 施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

4 法第三十条の二第四項の規定により都道府県又は指定都市が支払うべき額(二級河川の修繕に係るものに限る。)は、第一項の費用の額(河川法第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条の二第一項の規定に基づく負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額)に相当する額とする。

5 法第三十条の二第四項の規定による支払の方法は、機構が都道府県知事等と協議して定めるものとする。

(特定河川工事の実施に要する費用について適用する法律の規定)

第四十二条の三 法第三十条の二第三項の規定により機構を補助事業者等とみなして適用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定は、同法第十條第三項及び第二十五條の規定以外の規定とする。

2 法第三十条の二第三項の規定により機構を地方公共団体とみなして適用する負担法の規定は、負担法第三条から第四条の二まで、第九條第二項、第十一條第三項及び第十三條の規定以外の規定とする。

附則第七條第三項中「昭和三十年法律第七十九号」を削る。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第四條 租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第二十項第二号及び第三十九條第十七項第二号中「第二十八條第二項」を「第二十八條第三項」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第五條 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項中第十八号の五を第十八号の六とし、第十八号の四の次に次の二号を加える。
十八の五 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十五條の八第一項

(都市緑地法施行令の一部改正)

第八條 都市緑地法施行令(昭和四十九年政令第三号)の一部を次のように改正する。
第三條第四号中「第四号」を「第五号」に改める。
第三條第四号中「第五号」を「第四号」に改める。

(司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正)

第七條 次に掲げる政令の規定中「第三号」を「第四号」に改める。
一 司法書士法施行令(昭和五十三年政令第三百七十九号) 第四條第十三号
二 土地家屋調査士法施行令(昭和五十四年政令第二百九十八号) 第四條第十三号

附則

1 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第三條の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六條第一項又は第二項に規定する負担金で、この政令の施行前に第三條の規定による改正前の同令第三十七條第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとする。この政令の施行の日において第三條の規定による改正後の同令第三十七條において準用する同令第三十一條第四項の認可を受けたものとみなす。

内閣総理大臣 安倍 晋三
法務大臣 金田 勝年
財務大臣 麻生 太郎
国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十九号

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) 第五百條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第一号中「並びに第七十五條の五」を「第七十五條の五並びに第七十五條の六第一項」に改める。

附則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十号)の施行の日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号) 第二十三條の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第三号)の一部を次のように改正する。
第一條第十八号中「ホ」とし、「イ」から「ハ」までを「ロ」から「ニ」までとし、同号に「イ」として次のように加える。

イ 亜セレン酸 $O \cdot O \cdot O$ 八二%以下を含有する製剤

第二條第一項第一号中「ハ」とし、「ロ」の次に次のように加える。

ハ 焼結した硫化亜鉛(五)

第二條第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 亜セレン酸 $O \cdot O \cdot O$ 八二%以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に取められたものであって、亜セレン酸 $O \cdot O \cdot O$ 八二%以下を含有するものを除く。
第二條第一項第七号中「ホ」とし、「ニ」の次に次のように加える。
ホ トリス(シベンチルジチオカルバマト $TS \cdot S$) アンチモン五%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(177)とし、(174)から(176)までを(176)から(178)までとし、(173)を(174)とし、その次に次のように加える。

(175) 三―メチル―五―フエニルペンター―二―エンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(172)を(173)とし、(105)から(171)までを(106)から(172)までとし、(104)の次に次のように加える。

(105) 三―(六・六―ジメチルピシクロ「三・一・二」ヘフター―二―エンニ―イル)―二―二―

ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十五号の十一を第八十五号の十二とし、第八十五号の八から第八十五号の十までを二号ずつ繰り下げ、第八十五号の七の次に次の一号を加える。

八十五の八 二―ターシャリ―プロフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十八号の三中「製剤」の下に「ただし、無水マレイン酸一・二%以下を含有するものを除く。」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間における第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「至セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、至セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現に二―ターシャリ―プロフェノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日まで、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 二―ターシャリ―プロフェノール及びこれを含有する製剤であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)次条において同じ。)及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 至セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤(容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、至セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有するものを除く。)であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした至セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤(容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、至セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有するものを除く。)に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○厚生労働省、農林水産省、令第一号
○経済産業省、国土交通省
水防法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十一号)の施行に伴い、及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二十八條第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年六月十四日

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令
独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令(平成十五年 厚生労働省、農林水産省、令第三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第二十八條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 機構法第十二條第一項第四号に規定する特定河川工事に関する事項</p> <p>五―十 (略)</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第二十八條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四―九 (略)</p>

附則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

○農林水産省令第三十六号
水防法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十一号)の施行に伴い、並びに農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五條の二第一項第六号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百五十四号)第八條第四号の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年六月十四日
農林水産大臣 山本 有二
農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和四十四年農林省令第四十五号)の一部を次のように改正する。